

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本村賢太郎

## 相模原市条例第10号

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)  
の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項及び第8条中「第13条の4第1項」を「第13条の6第1項」  
に改める。

第12条の3第1項中「定める者」の次に「(第13条の4第1項において「配  
偶者等」という。)」を加える。

第13条の2第2項中「「要介護者」を「、「要介護者」に改める。

第13条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」  
に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規  
則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「  
「要介護者」を「「要介護者」に改める。

第13条の4を第13条の6とし、第13条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第13条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に  
至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する  
制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)  
その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出  
(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面  
談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度におい  
て、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を改正後の第13条の3第2項の規定による時間外勤務の制限を開始する日とする同項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「第13条の4」を「第13条の6」に改める。